

佐 本 規 制 発 第 2 0 7 号
 令 和 5 年 1 1 月 2 1 日

関 係 各 所 属 長 殿

有 効	令和11年3月31日まで
規制調査係	
信号係	

交 通 部 長

持続可能な交通規制の推進に係る細目的事項について（通達）

交通実態に即した交通規制の実施等については、「持続可能な交通規制の推進について（通達）」（令和5年11月21日付け佐本規制発第205号ほか）をもって通達されたところであるが、その細目的事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 交通実態に即した交通規制の実施における留意点及び着目点

現場の交通実態に適合しなくなっていると認められた交通規制については、その種類及び交通実態の調査・分析結果を踏まえ、改廃等の必要な措置を執ることとされているところ、代表的な交通規制の見直しに係る留意点及び着眼点について以下に示す。

なお、これに限らず、他の交通規制についても見直しを検討すること。

(1) 実勢速度等を踏まえた最高速度規制の見直し

最高速度規制の点検・見直しについては、平成21年以降、重点的に取り組んできたところであるが、点検対象路線が通学路であるなどの理由によって多くの路線が現状維持とされており、更なる取組が必要である。この点、例えば、平成21年以降の最高速度規制の点検において規制速度が現状維持とされた区間であっても、歩道の整備や周辺の学校の移転を始めとした道路交通環境の変化があった路線においては、改めて最高速度規制の見直しが必要か否かを検討すること。また、これまで点検の対象とならなかった区間においても、実勢速度と規制速度に大きな乖離が見られた場合には、最高速度規制の見直しが必要か否かを検討すること。

また、最高速度20km/h規制については、その実効性を担保することが困難な場合も見られるところ、過去に実施した当該交通規制がそのまま存置され、交通実態に適合せずに形骸化しているなど、交通規制の必要性が低下している場合には、積極的な見直しを図ること。この点、最高速度20km/h規制に代わり、車両の走行速度を実効的に抑制するための対策として、最高速度30km/h規制の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする「ゾーン30プラス」の整備等を念頭に置いた見直しを検討すること。

(2) 不要な指定方向外進行禁止規制の解除

例えば、一方通行規制や車両通行止め規制等が行われている交差点に設置され、当該規制の補完的な役割を果たしているものについて、通常の注意を払えば車両進入禁止や車両通行止め等の道路標識が確認でき、車両の進行が禁止されていることが明らかな場合には、解除を検討すること。

(3) 不要な追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制の解除

例えば、

○ 道路拡幅により道路の左側の幅員が6メートルを超えることとなった道路

○ 交通量が少ない又は見通しがきき、追越しのための右側部分はみ出し通行による交通事故が想定されない路線

については、車両が追越しのため道路の右側部分にはみ出して通行することにより生じる交通の危険が生じるおそれは小さいと考えられることから、解除を検討すること。

(4) 不要な一時停止規制の解除

交通閑散な交差点において本規制を実施することは交通の円滑を確保する観点から適切ではないことから、例えば、

○ 左右の見通しがきかない交差点であるが、住宅街や団地等の交通量が僅少な道路で、かつ、通行する車両の運転者から見て優先関係が明らかであり、重大な交通事故の発生が想定されないような交差点

○ 田園地帯等で左右の見通しがきき、かつ、通行する車両の運転者から見て優先関係が明らかであり、交通量も多くない交差点

○ 「法定外表示等の設置指針について（通達）」（令和5年3月31日付け佐本規制発第83号）に示すドットライン表示等により、交差点の存在を明示することが可能であり、交通量も多くない交差点

については解除を検討すること。

(5) 不要な横断歩道の撤去

小中学校の統廃合等により通学路に該当しなくなった路線等において、従来

から設置されている横断歩道が見直されることなくそのまま存置されている事例が散見されることから、例えば、

- 小中学校の統廃合等により横断歩行者が減少した横断歩道
- 付近の大規模施設等が閉鎖したことにより横断歩行者が減少した横断歩道
- 横断距離が短く設置の必要性が認められない横断歩道

については撤去を検討すること。

(6) 不要な自転車横断帯の撤去

自転車は交差点を通行しようとする場合において、車道又は歩道のいずれを通行していても、交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を進行しなければならず、場合によっては車道を通行する自転車に不自然かつ不合理な横断を強いることとなり得ることから、例えば、

- 連続した自転車通行空間が整備されている自転車道同士をつなぐ自転車横断帯
- 自転車が通行できない構造の横断歩道橋等の付近で自転車の交通量が多い交差点等に設置されている自転車横断帯
- 交差点に進入することが危険であり、歩道に誘導することが必要と考えられる交差点に設置される自転車横断帯

等、自転車が安全かつ円滑に自転車横断帯を進行することが想定される場合を除き、原則として自転車横断帯を撤去すること。

(7) 不要な駐車禁止規制の解除

個々の道路環境、交通実態、交通参加者や地域住民等からの要望意見等を把握した上で、例えば、

- 交通閑散な住宅街等で駐車禁止の交通規制を実施する必要性が認められない場合
- 道路幅員が狭小であり、道路交通法（昭和35年法律第105号）第45条第2項等に該当する法定の駐車禁止場所である場合
- 通過交通の想定されない袋小路や湾岸突堤部など、他の交通への影響が限定的と認められる場合

等の現場の交通実態に適合していなかったり、必要性が認められなかったりするなどの駐車禁止規制については、解除を検討すること。

(8) 不要な信号機の撤去と信号機によらない環状交差点の導入

交通環境の変化等により、信号機を設置している場所が「信号機設置の指針」の制定について（通達）」（令和3年3月24日付け警察庁丙規発第7号）における諸条件に該当しなくなったときは、積極的に当該信号機の撤去を検討

すること。特に、一灯点滅式信号機その他の常に灯火の点滅を行っている信号機については、必要な場合には一時停止の交通規制その他の対策を講じつつ、原則、当該信号機を撤去すること。

この点、既存の信号機を撤去しない場合でも、必要性が認められない信号灯器や信号柱の削減等の信号機の設置方法の合理化を図ることとし、例えば、道路環境の変化や信号灯器のLED化等によって信号灯器の視認性が向上した場合には、両面灯器を片面灯器にしたり、複数ある灯器の数を削減したりすること。

また、交通事故の減少や被害の軽減、交差点における待ち時間の減少、災害時の対応力の向上等を図るため、信号機によらない環状交差点の導入が適切と認められる場合には、当該環状交差点の導入を推進すること。

2 交通実態に即した効果的かつ効率的な交通安全施設等の設置における留意点及び着目点

道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）の設置に当たっては、交通規制の実効が上がるよう、歩行者又は車両等の運転者がその前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じて必要と認める数のものを設置しなければならないものの、道路標識等の維持管理に要する費用を合理化する観点からその設置が過剰と認められる場合には撤去を検討すること。

この点、「交通規制基準」の改正について（通達）」（令和5年11月21日付け佐本規制発第206号）の別添の「交通規制基準」で示しているとおり、設置基準として示されている道路標識等の設置間隔よりも短い間隔で設置されている道路標識等について、現場の交通実態を踏まえ、その設置数を削減したり、オーバー・ハング方式による道路標識に併せて路側方式による同一内容の道路標識が重複して設置されている場合にはいずれか一方を撤去したりするなどの合理化を図ること。

3 交通実態の調査・分析に係る着目点

前記1及び2の取組を推進するため、管轄区域内の道路について、

- 交通実態（実勢速度、路上駐車実態、交通量等）
- 通学路指定の有無（小中学校等の統廃合状況を含む）
- 道路及び交通安全施設等の整備状況
- 交通指導取締りの状況
- 交通事故発生状況

等を調査し、当該道路の交通実態を把握・分析し、実施されている交通規制の必要性を点検すること。

なお、調査対象とする交通規制は、各警察署に寄せられた県民の意見を十分参

考にして、交通規制の必要性を点検すべきと考えられるものを各警察署の事情に応じて選定すること。

4 その他

本通達に基づく交通規制等の見直しに係る取組に関する交通規制課への報告については、別途指示する方法による。